

第3部 新規性の喪失の例外

31 関連条文

意匠法

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

31.1 意匠法第4条第1項及び第2項の規定

創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知の意匠に該当するに至つた意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その公開意匠が最初に公開された日から6か月以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、当該公開意匠を公知の意匠ではないとみなすものである。

意匠法第4条第1項及び第2項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものかにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用する。

31.1.1 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件

意匠法第4条第1項の規定を適用するためには、創作された意匠が、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、以下のいずれかの意匠に該当するに至つたものであることが必要である。

- (1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- (2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

31.1.2 意匠法第4条第1項の規定を適用するための確認事項

上記31.1.1「意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件」を満たし

ているか、以下のすべての事項が書面により明示されるとともに証明されているかを確認する必要がある。

31.1.2.1 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

公開意匠が、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたことが要件の一部であることから、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者が明示されると共に証明される必要がある。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開意匠の公開前に、公開意匠の創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、その事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実

公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開される場合とは、例えば、創作者の創作した意匠が窃取盗用によって第三者に公開されたような場合が考えられる。

いずれにしても、どのような経過を経て、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたかという事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2.3 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願にあっては、その者がした意匠登録出願であることが要件の一部であることから、上記31.1.2.1「公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者」において証明された、公開時における公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが一致していなければならない。

公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.2.4 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日から 6 か月以内に出願されていること

この要件を満たすためには、当該公開意匠が最初に公開された年月日について、まず明示されると共に証明される必要があり、その日から 6 か月以内に意匠登録出願されていなければならない。

31.1.3 意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けるための手続に関する時期的要件

意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事實を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第 4 条第 3 項に規定していない。

したがって、当該意匠登録出願の意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事實が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の規定により拒絶の理由が通知された際に、その規定の適用の基礎となる資料が公開意匠であったことから、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事實が判明した時に、書面により上記 31.1.2 「意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための確認事項」の要件を満たす事實を明示すると共に証明すればよい。

なお、意匠登録出願人は、意匠登録出願前に上記 31.1.2 「意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための確認事項」の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願の際にその事實を証明する書面を提出してもよい。

31.1.4 意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するための要件

意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するためには、創作された意匠が、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、以下のいずれかの意匠に該当するに至ったものであることが必要である。

- (1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- (2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

31.1.5 意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するための確認事項

上記の要件を満たしているか、以下のすべての事項が、意匠登録出願の日から 30 日以内に提出された証明する書面により明示されると共に証明されているかを確認する必要がある。

31.1.5.1 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

公開意匠が、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開されたことが要件の一部であることから、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が明示されると共に証明される必要がある。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開意匠の公開前に、公開意匠の創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、その事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.2 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公知の意匠に該当するに至った事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.3 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること

意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願にあっては、その者がした意匠登録出願であることが要件の一であることから、上記 31.1.5.1「証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者」において証明された、証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが一致していなければならない。

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該意匠登録出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。

31.1.5.4 当該意匠登録出願が、証明する書面に記載された意匠が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること

この要件を満たすためには、当該公開意匠が最初に公開された年月日について、まず明示されると共に証明される必要があり、その日

から6か月以内に意匠登録出願されていなければならない。

31.1.6 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

- (1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出（意匠法第4条第3項）あるいは願書にその旨を記載（意匠法施行規則第19条第2項で準用する特許法施行規則第27条の4）
- (2) 電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて、意匠登録出願の願書にその旨を記録（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条）
- (3) その意匠登録出願の日から30日以内に、公知の意匠に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができることを証明する書面の提出（意匠法第4条第3項）
- (4) 意匠法施行規則第1条に規定する様式第1による新規性の喪失の例外証明書提出書の提出